

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第一課

1. 基本情報

- (1) 国名：ブータン王国（以下、「ブータン」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画
(The Project for Human Resource Development Scholarship : JDS)
- (4) G/A 締結日：2025 年 7 月 17 日

2. 事業の背景と必要性

- (1) ブータンにおける政府職員人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

ブータン政府においては、経済社会開発にかかる政策立案に従事する省庁・関係機関の高度人材を育成するための国内体制が、総じて不足しているという現状がある。

具体的には、ブータンの持続可能な経済成長の実現のために、経済政策及び公共政策分野等における行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる若手行政官の育成が期待されている。ブータンの国家計画「第 13 次 5 か年計画（2024 年～2029 年）」の中でも、公共サービス部門の変革のための人材能力強化を重要課題として定め、加えて「幸福で繁栄し、安全なブータン」の実現を目標に掲げ、経済開発、社会開発、安全保障、ガバナンスを達成するとしている。当該国家計画のガバナンスについては、ダイナミックな政府政策や成果志向の公共部門等を実現させていくことが明記されている一方で、ブータン国内の教育・研究機関は未だ発展の途上にあり、同国の中長期的な開発の上で、早期に関連人材の育成に取り組む必要がある。

このように、いずれの分野においても、国外において行政能力の向上と制度構築を担う政府中枢に行政官を育成することが同国の経済社会開発上の課題となっており、「人材育成奨学計画」（以下、「本事業」という。）の枠組みを通じて本邦にて行政官を育成することが求められている。

- (2) ブータンにおける我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

対ブータン国別開発協力量針（2023 年 1 月）では、「農村と都市のバランスの取れた自立的かつ持続可能な国づくりの支援」に根差した他事業を推進する観点から、以下にある同方針重点分野に従事する行政官の政策立案能力向上を促進すると定めている。

- 行政能力向上及び制度構築
- 持続的な経済成長のための基盤整備

また、本事業による人材育成は、強靱なインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る SDGs ゴール 9 及びより平和で包摂的な社会を構築するために、さらに効率的で透明な規制と包括的かつ現実的な政府予算の導入を目指す SDGs ゴール 16、加えて質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール 4（教育）等に貢献するものであり、社会経済成長に向けた質の高い人材育成、中でも行政能力の向上及び制度構築に資するものである。

- (3) 他の援助機関の対応

類似事業を実施する主な援助機関として、オーストラリア、タイ、インド、米国等に

よる奨学金事業がある。

また、公務員も対象とし、英語で学位を取得する奨学金事業として、オーストラリア奨学金 (Australia Awards Scholarship)、TICA (Thailand International Cooperation Agency) 奨学金、インド政府奨学金 (ネルー・ワンチュク奨学金) があげられる。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的

本事業は、ブータン政府中枢において政策決定に携わることが期待される若手行政官が、本邦大学院における学位 (修士号・博士号) 取得を支援することにより、同国の重点開発課題に関する施策・取組の進展及び同国との人的ネットワークの構築を図り、もって二国間関係及び取組の強化に寄与する。

②事業内容

ア) 実施内容

ブータン政府の若手行政官を対象に、1期あたり最大9人 (修士課程8人、博士課程1人)、計4期分の留学生が、本邦大学院において同国の重点課題に関する政策立案に資する研鑽を積むことに対して、必要な経費を支援する。協力準備調査では4期分の計画を予め策定し、戦略的・効果的な受け入れを継続的に実施する。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

- ・JDS生の来日・留学支援 (来日留学生の募集選考、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備、奨学金提供、大学への授業料等支払い等)
- ・留学事業の付加価値創出 (留学中の日本政府関係者等との人脈構築及び帰国時のJDS生OBとのネットワーキング等)

ウ) 調達方法

原則として協力準備調査の実施者を本事業の実施代理機関として JICA が推薦する予定。

③本事業の受益者 (ターゲットグループ)

学位 (修士号・博士号) を取得する若手行政官9人/期 (ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取組を行う)。なお、博士課程においては、JDS 修了生を原則とし、博士号取得を確実にするため、実行可能性が高い適切な研究計画と、想定される指導教官からの推薦状及び研究指導計画が提出されることなど、複合的な条件に合致する候補者を対象とする。

④他の JICA 事業との関係：なし。

(2) 総事業費／概算協力額

総事業費 243 百万円 (概算協力額 (日本側) : 243 百万円)

(3) 事業実施スケジュール (協力期間)

2025 年 7 月～2030 年 3 月を予定 (計 57 か月)

(4) 事業実施体制

①事業実施機関／実施体制：王立人事院 (Royal Civil Service Commission)

②運営／維持管理体制：本事業の円滑な実施のために、ブータンにおいて運営委員会 (以

下④により構成)を設置する。運営委員会は、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

③運営委員会の構成：王立人事院、財務省、外務省、在インド日本国大使館、JICA ブータン事務所

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を本事業の留学生に奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や、各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし。

(6) 環境社会配慮

①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断事項：

特になし。

(8) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由>

留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名		基準値	目標値
留学生の学位取得率 (%)	修士課程	0	95
	博士課程	0	65
帰国生の役職率 (%)		0	20

(注) 学位取得率については、2025年時点の実績値を基準とし、2031年(事業完了1年後)における目標値とする。

(注) 役職率については、政策立案に影響を与えうる課長級以上の職位に就いている人数から算出し、同名の先行事業分を踏まえた2040年(事業完了10年後)における目標値とする。

(2) 定性的効果

- ・ 若手行政官が、帰国後、同国の計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリー

ダーシップを発揮することで、当該組織の機能が強化される。

- ・ 留学する若手行政官と日本政府職員との人脈構築が進み、二国間関係が強化される。
- ・ 留学生を受け入れる本邦大学やコミュニティにおける国際的な学術的ネットワーク及び国際友好親善が強化される。
- ・ 本邦大学院における学位取得のための学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：

特になし。

(2) 外部条件：

- ・ ブータン政府の人材育成（本邦留学）に関する方針が変更されない。
- ・ 留学生本人が、病気や事故等のトラブルに遭わずに勉学を全うできる。
- ・ 留学生が帰国後に同国政府に復職できる。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の JDS に関する基礎研究報告書において、本事業が価値の高い奨学金プログラムとして認知され続けるために、対象の明確化や高付加価値化が重要であると提言されている。そのため、当該国における対象グループの再整理を行い、事業として優先すべき対象を明確にしながら戦略的に選考をすること、また、充実化した活動プログラムを広報することを通じて、他の奨学金プログラムと差別化を図り、帰国後にリーダーシップを発揮する素質を有する有望な人材を選定できるよう工夫する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国の重要政策及び JICA の協力量針・分析に合致し、中核人材の育成を通じて、ブータン政府の行政能力の向上に資するものであり、SDGs のゴール 4「質の高い教育をみんなに」、ゴール 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、及びゴール 16「平和と公正をすべての人に」等に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以上